

刊行の趣旨

『社会学論集』は、早稲田大学大学院社会科学研究所がその設立理念の推進を目的として同研究科院生の研究業績を指導教員の推薦に基づき、公刊する学術雑誌である。

社会科学研究所『社会学論集（院生論文集）』投稿規定

- ① 投稿者は、本研究所に在籍する者（科目等履修生を除く）、本研究所修士課程修了後2年以内の者、本研究所博士後期課程の単位を取得し退学後3年以内の者、およびその他編集委員会が特に認めた者とする。
- ② 投稿原稿は論文または研究ノートとし、それらの定義は以下のとおりとする。
 - 論文……オリジナルな研究業績をまとめたもの。
 - 研究ノート……オリジナルな研究業績で、速報性・資料性・先見性を重視した比較的短いもの。投稿は未発表・未投稿の業績にかぎる。修士論文そのままは受理しない。
- ③ 論文、研究ノート題目に、連載を想定した（1）などの番号の記載は認めない。
- ④ 論文の投稿原稿は、題目・副題・執筆者名・本文（図表等を含む）・注釈・文献一覧を含め、刷り上り16ページ以内とする。研究ノートについては、同様の要領で刷り上り8ページ以内とする。
- ⑤ 執筆要領・原稿の書式・提出原稿の形態等については、社会科学研究所のホームページに明示する。
- ⑥ 原稿提出に際し、該当の指導教員による所見書、推薦書および英文題名・英字氏名等届書を提出すること。なお、掲載された論文・研究ノートは、社会科学研究所もしくは社会科学研究所が委託する機関等において電子化のうえ公開されることになる。
- ⑦ 投稿論文・研究ノートの掲載の可否は、指導教員の推薦に基づき、編集委員会が決定する。なお、編集委員会は論文・研究ノートの修正を求めることができる。
- ⑧ 投稿の申し込み受付、原稿の提出、刊行の日程については、社会科学研究所のホームページ・掲示等により通知する。
- ⑨ 同じ内容と認められる論文、研究ノートを、他の紀要等へ投稿することを禁ずる。本研究所により、投稿論文、研究ノートが他の紀要等へ投稿したものと同一と認められた場合には、投稿を無効とする。
- ⑩ 『社会学論集』に掲載される論文、研究ノートの著作権は著作者に帰属する。ただし、著作者は論文、研究ノートを投稿した時点で、論文等の公表時期を本研究所に委ねることに同意したものとす。
- ⑪ 本研究所は、投稿された論文、研究ノートを利用する場合には、著作者の許諾を得なければならない。
- ⑫ 本研究所は、『社会学論集』の各号を本研究所もしくは本研究所が委託する機関等において電子化により公開する場合には、著作者の許諾を得なければならない。
- ⑬ 本研究所に投稿された論文、研究ノートが第三者の著作権およびその他の権利を侵害した場合は、その一切の責任は著作者自身が負うものとする。

附則

本規定は1996年10月24日より施行する。

附則

本規定は2000年6月15日より施行する。

附則

本規定は2002年5月23日より施行する。

附則

本規定は2002年6月20日より施行する。

附則

本規定は2003年2月13日より施行する。

附則

本規定は2005年7月14日より施行する。

附則

本規定は2008年6月16日より施行する。

附則

本規定は2012年2月9日より施行する。